

児童手当 所得上限限度額超過により、児童手当を受給していない方へ

<令和4年6月から児童手当制度が変更になりました>

法改正により、児童手当に「★所得上限限度額」が設けられました。

⇒父母の間で、所得が高い方の所得が「★所得上限限度額」を超過された場合
児童手当を受給できなくなりました。

(1)所得上限限度額の新設について

所得制限について、これまでの「◎所得制限限度額」に加え、新たに「★所得上限限度額」が新設されました。「★所得上限限度額」を超過した場合は、児童手当の対象とならず、児童手当受給資格を喪失することになります。(児童手当区分の判定は、毎年6月に前年の所得を用いて判定され、6月～翌年5月分までの手当額を決定します。)

なお、「◎所得制限限度額」を超過した場合は、特例給付の対象者となり、対象児童1人あたり5,000円を支給します。

扶養親族数	◎所得制限限度額		★所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入目安 (万円)	所得額 (万円)	収入目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「収入目安」は、給与収入のみで計算しています。

目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で判定します。

※所得の判定は、父母の間で所得額が高い方で判定されます。

<扶養親族数について>

■扶養親族等の数は、「所得税法上の同一生計配偶者」「扶養親族(児童含む)」「扶養親族等でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの」の数をいいます。

■「同一生計配偶者(70歳以上)」や「老人扶養親族」がいる場合は、左記の所得額に6万円を加算した額となります。

■扶養親族が6人以上の場合の限度額は、5人を越えた1人につき38万円を加えた額となります。「同一生計配偶者(70歳以上)」や「老人扶養親族」がいる場合は、44万円を加算した額となります。

(2)「★所得上限限度額」超過で、受給資格を喪失した方

令和5年6月以降に、「★所得上限限度額」超過により受給資格を喪失した場合でも、令和6年6月の現況審査(令和5年中の所得)において、所得が上記の「★所得上限限度額」を下回った場合は、新たに認定請求をすることで、児童手当を再度受給することができる場合があります。

※受付期間:令和6年5月1日(水)～令和6年6月28日(金)厳守

申請が、令和6年6月28日(金)を過ぎた場合、遅れた手当については遡り受給することができません。

※ご自身で所得判定できない場合は、みらいこども課で判定を行いますので、必ず受付期間内に認定請求を行ってください。後日、審査結果を郵送します。

裏面に続きます⇒

(3)公務員の方へ

公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されます。（父母の間で、所得が高い方が公務員の場合）

令和4年中の所得が、所得上限限度額を下回った場合は、勤務先に児童手当の認定請求を行うことで、再度児童手当を受けられるようになります。

※届出が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますので、申請方法を勤務先にご確認ください。

(4)つくばみらい市特別児童手当(市独自)のご案内

児童手当の「★所得上限限度額」超過により、児童手当を受給することができなくなった方を対象に、市独自で特別児童手当の支給を行います。

支給額	対象児童1人あたり 5,000 円/月
支給対象者	所得上限限度額超過により、児童手当(国制度)を受給することができない方
対象児童	中学校卒業までの児童(0 歳から 15 歳年齢到達年度まで)
申請受付期間	令和6年 9 月30日(月)まで ※郵送(最終日消印有効)、窓口(9 月30日(月))まで
手当開始について	手当は、支給要件(養育・出生・転入)が発生した翌月から支給開始します。ただし、申請時点で既に支給要件を満たす場合、要件が発生した翌月まで遡り手当を受給することができます。
注意事項	本制度の趣旨は、児童手当(国制度)を受給できない方に、公平に子育て支援を行うことです。令和6年10月に児童手当(国制度)において、所得上限限度額の撤廃を含む改正が予定されております。そのため、本制度の事業実施期間を令和6年9月30日(月)までとしているところです。 所得上限限度額の撤廃を含む改正がされた場合、児童手当(国制度)を受給していただきますので、改めて児童手当(国制度)の認定請求が必要になります。

詳細は、市ホームページをご確認ください。



児童手当制度



特別児童手当

問い合わせ先

つくばみらい市保健福祉部
こども局みらいこども課

つくばみらい市福田 195 番地
(伊奈庁舎1階3番窓口)
0297-58-2111(内線4202)